

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成31年2月26日

関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所
事務所長 伊藤 康行

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本件は、国営昭和記念公園事務所の既設の電気通信設備（以下「当該設備」という。）に機能障害が発生した際の当該設備の修理に関する公示である。

修理とは、設備の「機能・性能」を「復旧・回復」させるために行う作業であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備は、国営昭和記念公園事務所の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において工事契約または製造契約の受注者（以下「受注者等」という。）が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、修理にあたっては受注者等が保持する技術が必要である。

よって、当該設備の修理が必要となった際は、本修理に必要な技術を有している法人等（以下「特定の法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の法人等以外の者で下記の応募要件を満たし、当該設備の修理の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人等を修理履行予定者とする。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修理履行予定者を決定する。

また、国営昭和記念公園事務所は当該設備に修理の必要性が生じたときのみ、本公告の手続きによって特定された修理履行予定者と修理の履行に関する役務の提供契約を結ぶこととし、修理の必要性が生じなかった場合は、契約手続きを行わないこととする。

なお、本公示による手続き後に、国営昭和記念公園事務所が修理の履行を依頼で

きる期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2. 履行概要

- (1) 件名 H31 昭和電気通信設備修理（その1）～（その18）
- (2) 対象設備 件名ごとに別紙1「件名・修理対象設備一覧表」のとおり。
- (3) 履行内容 国営昭和記念公園事務所の当該設備に機能障害が発生し修理が必要となり、別途契約手続きを行った際は、当該設備の修理を行うこと。
修理の履行に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

3. 応募要件

- (1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 件名ごとに必要な以下のいずれかの競争参加資格を有すること（別紙2「応募要件付表」参照）。

- ア. 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成31・32年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち定期受付において通信設備工事又は受変電設備工事に申請を行い受理されている者で、平成31年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- イ. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（平成31・32・33年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、平成31年4月1日に認定がなされる者であること。）

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- ウ. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「物品の製造」又は「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（平成31・32・33年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「物品の製造」又は「物品の販売」に申請を行い受理され、平成31年4月1日に認定がなされる者であること。）

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- ③会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

2) 技術力に関する要件

- ①既設設備の受注者等が保持する著作権人格権等に抵触せずに履行が可能である旨を証明できること。
- ②件名ごとに検査・試験等に関する自らの体制を証明できること。
- ③発注者からの修理に関する問い合わせに対応できる体制等が整っていること。

3) 業務執行体制に関する要件

修理に当たっては修理技術者を配置すること。

なお、修理技術者は専任の義務を要さない。

修理技術者は、件名ごとに次の①から⑤のいずれかの条件を満たすこと。ただし、実務経験とは、4)実績に関する要件に示す実務経験であること。

①学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の実務経験を有する者であること。

②学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の実務経験を有する者であること。

③上記①及び②以外の者で、7年以上の実務経験を有する者

④以下のいずれかの資格を有する者であること。（別紙2「応募要件付表」参照）。

ア．技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））

イ．一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士のいずれか

⑤以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が3年以上あること（別紙2「応募要件付表」参照）。

ア．第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか

イ．第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者、第二種電気工事士のいずれか

配置予定修理技術者として複数名を予定している場合は、配置予定修理技術者ごとに指定様式へ記載して提出すること。

なお、複数名を提出した場合は、最も評価の低い者を評価対象とする。

修理に際して修理技術者を変更する場合は、上記の条件を満たし、かつ、当初の配置予定修理技術と同等以上の者に限る。

4) 実績に関する要件

件名ごとに、過去に完了した同種設備の修理、製造又は工事（設備の製作又は改造を含むものに限る）の実績を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

1) 契約関係

〒190-8558 東京都立川市緑町3-1-7-3

国営昭和記念公園事務所総務課経理係

電話：042-524-4924

FAX：042-524-1535

電子メール：ktr-kt8930a@ml.mlit.go.jp

2) 技術関係（説明書の照会先）

〒190-8558 東京都立川市緑町 3 1 7 3

国営昭和記念公園事務所工務課

電話：042-524-1510

FAX.：042-526-1466

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 説明書を上記(1) 1)の問い合わせ先で交付する。

交付期間は平成31年2月26日（火）から平成31年3月8日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時00分まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1) 1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

2) 希望者には、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記(1) 1)に持参することにより、電子データを交付するので、あらかじめ上記(1) 1)の問い合わせ先に申し出ること。また、郵送による場合には、あらかじめ上記(1) 1)の問い合わせ先に連絡し、上記(1) 1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、担当者の連絡先が分かるものを同封し郵送すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成31年3月8日（金）17時15分。

提出場所：上記(1) 1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は次のとおり。

平成31年3月25日（月） 17時15分

(4) 本修理の参加資格のうち、上記3. (1) 1)②ア. に掲げる一般競争（指名競争）参加資格、及び3. (1) 1) ②イ. ウ. に掲げる平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）については、平成31年4月1日に一般競争（指名競争）参加資格の認定がなされない場合には、応募要件を有しない者のした参加意思確認書及び企画提案書の提出に該当し、応募は無効となる。

(5) 本公告に対する応募の単位は、各件名ごととし、一つの参加意思確認書で複数の件名に応募することはできない。

(6) 詳細は説明書による。

件名・修理対象設備一覧表

下記の件名の前に、全て「H31昭和電気通信設備修理」が付く。

件名	設備名称	規格等	設置場所	受注者等
(その1)	受変電設備	高圧受変電設備	国営昭和記念公園	東芝インフラシステムズ(株)
		高圧変電設備	国営昭和記念公園	
		受変電用監視制御設備	国営昭和記念公園	
(その2)	受変電設備	高圧変電設備	国営昭和記念公園	内山電機工業(株)
(その3)	受変電設備	高圧変電設備	国営昭和記念公園	東和電機工業
(その4)	受変電設備	高圧変電設備	国営昭和記念公園	城東電機産業
(その5)	受変電設備	高圧変電設備	国営昭和記念公園	(株)明電舎
(その6)	受変電設備	高圧変電設備	国営昭和記念公園	新電気(株)
(その7)	受変電設備	高圧変電設備	国営昭和記念公園	(株)有電社
(その8)	受変電設備	高圧変電設備	国営昭和記念公園	中立電機(株)
(その9)	電源設備	常用発電設備	国営昭和記念公園	東芝インフラシステムズ(株)
		非常用発電設備	国営昭和記念公園	
(その10)	電源設備	非常用発電設備	国営昭和記念公園	(株)明電舎
(その11)	電源設備	無停電電源装置	国営昭和記念公園	千代田電興(株)
(その12)	電話交換設備	自動電話交換装置	国営昭和記念公園	(株)日立システムズ
		電話応答装置	国営昭和記念公園	
(その13)	IP電話交換設備	VoIPゲートウェイ	国営昭和記念公園	扶桑電通(株)
(その14)	移動体通信設備	超短波無線電話装置	国営昭和記念公園	日本無線(株)
(その15)	ネットワーク設備	L3-SW	国営昭和記念公園	アンリツネットワークス(株)
		L2-SW	国営昭和記念公園	
(その16)	放送設備	放送装置	国営昭和記念公園	日本無線(株)
(その17)	CCTV設備	CCTV監視制御装置	国営昭和記念公園	三菱電機システムサービス(株)
		CCTVカメラ装置	国営昭和記念公園	
		映像蓄積装置	国営昭和記念公園	
(その18)	CCTV設備	CCTV監視制御装置	国営昭和記念公園	(株)日立国際電気
		CCTVカメラ装置	国営昭和記念公園	

件名	設備名称	応募要件								
		1) 基本的要件					3) 執行体制に関する要件			
		②ア. (※1)		②イ. (※2)	②ウ. (※2)		④資格		⑤資格と実務経験	
		通信設備工事	受変電設備工事	役務の提供等	物品の製造	物品の販売	ア. 技術士 (※3)	イ. 施工管理技士等 (※4)	ア. 無線通信士等 (※5)	イ. 電気主任技術者等 (※6)
(その1)～	受変電設備		○	○			○	○		○
(その11)	電源装置		○	○			○	○		○
(その12) ～ (その18)	電話交換設備	○		○	○	○	○			
	IP電話交換設備	○		○	○	○	○			
	移動体通信設備	○		○	○	○	○		○	
	ネットワーク設備	○		○	○	○	○			
	放送設備	○		○	○	○	○			
	CCTV設備	○		○	○	○	○			

※1 : 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)一般競争(指名競争)入札参加資格

※2 : 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)

※3 : 技術士(電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を「電気電子」とするものに限る))

※4 : 一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士のいずれか

※5 : 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか

※6 : 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者、第二種電気工事士のいずれか